

韓国におけるフェミニズム運動と家族法の変遷

鄭 賢 熙

Abstract

The Korean Civil Code came into force in 1960 and since then it has received fourteen amendments. Amid these, seven amendments were directed to Family Law. These seven amendments have been mostly dedicated to the eradication of patriarchal elements and gender discriminating articles. The driving force behind these changes has been the Korean feminist movement, which has played major role in shaping the modern Korean society since the country's independence.

This paper outlines the history of the Korean Family Law and covers the changes that were introduced by the amendments. It focuses, primarily, on the developments that have led to a change of status for the Korean women before the law and, subsequently, on the historic background against which the feminist movement arose, describing the events and victories that were achieved as the movement gained strength within Korean society. Finally, the relation between the feminist movement and the changes within Korean Family Law are analyzed.

キーワード…… フェミニズム運動 家族法改正 女性差別 法的地位

はじめに

親族・相続法(以下、家族法¹⁾)という)は、婚姻関係、親子関係、親族関係、相続関係など一定の家族および親族の共同生活関係や身分による財産の承継を規律する規範である。契約に見られるように、民法は意思を権利・義務の変動において非常に重視している。ところが、財産法と家族法とでその中身が違うという。財産法における意思は「合理的な打算的な選択的な意思」であるのに対して、家族法における意思は「非合理的な感情的な決定的な意思」であるというのである²⁾。

同じく、韓国でも家族法の性質を以下のように説明している。財産に関する法律関係は徹底的に利害関係を中心とする。しかし、家族法関係は厳密にいうと利害関係によるものではない。婚姻や子供の養育も利益とは別に行われる感情的な行為であり、非論理的な過程を伴う場合が

多い。また、財産法は理性的な規定からなっている。それは、財産法の内容である取引が経済的利益に基づくため、市場状況に敏感に動く性質があり、資本主義国家に共通した内容を有しているため世界性を持っていると言える。実際、多くの国家の財産法を検討してみると、共通する部分が多く見られる。しかし、家族法の領域では、その内容が伝統的で、外国の状況とは関連がなく、国々によってずいぶん差がある。社会が文明化するにつれ、各国間の法制上の差異は縮まってきたが、それにも関わらず、他国から移植されたものではなく、従来の慣習として認められた内容を法制化した側面では前近代性があり、これらの点から財産との違いを発見することができる³⁾。

一方、近年において、非合理性、非打算性などの家族法の特徴を否定する見解も多く見られている⁴⁾。社会の変化により、家族形態および家族構成員の役割、家族の在るべき姿への意識が変わってきたからであろう。しかし、家族法が他法とは異なる特質を持つことに関しては、異論はない。

本稿では、上述のように、他法とは異なる性質を持つ、家族法(特に韓国の家族法)に関して考察を行うこととする。韓国における家族法は慣習法として形成されてきて、家族関係に関する成文法典が整備されたのは20世紀に入ってからである。しかし、性差別的な家父長制の家族規範の下で作られ、憲法精神⁵⁾および現実とは相反するものであった。教育の普及、産業化、都市化によって、女性は、家族内および社会秩序が非常に男性中心で非民主的であることを認識するようになった。これがフェミニズム運動の出発点となり、フェミニズム運動の一環として、家族法で性差別の対象になってきた女性による50年間に及ぶ家族法改正運動が展開されたのである。本稿は、博士論文のテーマである「家族法教科書におけるジェンダー・バイアス」の基礎作業として位置づけ、韓国家族法とフェミニズム運動について概観する。詳しくは、韓国の家族法の変遷や女性の家族法上の地位の変遷、そして、フェミニズム運動が女性の家族法上の地位にどう関わっているのか、その相関関係について考察する。しかし、家族法においては定および改正の背景、審議過程、審議結果など、フェミニズム運動においては、韓国フェミニズム運動の動向や法改正との関係について詳しく論ずるべきであるが、紙面に限りがあるため、本稿では、韓国フェミニズム運動と家族法の変遷を概観することに留める。

1. 韓国家族法の変遷

韓国の家族法史は大きく慣習法時代と制定法時代の2つに分けられる。韓国の民法は1960年に施行され、今日まで14回の改正の内、親族法、相続法は2005年改正まで7回改正された⁶⁾。また、1960年民法が制定・公布される以前は、韓国では家族法に関する組織的な法制度として認めるほどの単独法典はなかった⁷⁾。しかし、日本による植民地時代、米国による軍政時代には、法典は存在していたが、韓国固有の家族法として認められない。そこで、本稿では、現行

法制定以前と現行法制定以降と区分して論ずることとする。

(1) 現行法制定以前

1) 朝鮮時代

この時代は、中国から伝えられた儒教⁸⁾が国家の統治秩序の基本原理となり⁹⁾、法律に関しても、唐律、明律、清律¹⁰⁾などを参考にし、制定した法典の中に親族、相続に関する内容が散在しており、その運用はほとんど行政の裁量によって行われた。当時の法典¹¹⁾としては朝鮮経国典(1394年)、経済六典(1397年)、経国大典(1471年)、大典統録(大典前統録)(1493年)、大典後統録(1543年)、受教輯要(1698年)、続大典(1746年)、大典通編(1786年)、大典会通(1865年)と刑法大典(1905年公布、法律第5号、1906年改正、法律1号、それから1908年再改正、法律19号)などが挙げられる。その中でも特に刑法大典に親族・相続に関する規定¹²⁾が多くみられる¹³⁾。

2) 日本植民地時代

1910年、日本は「朝鮮に施行する法令に関する件」¹⁴⁾に依拠し、「朝鮮における法令の効力に関する件」を發布した後、民事に関する基本法令である朝鮮民事令(1912年制令¹⁵⁾7号)を制定した。朝鮮民事令第11条は、「民法の内、親族および相続に関する規定は朝鮮人に適用せず、朝鮮人の慣習に依る」と規定し、民事関係の中の身分関係は日本民法典に依拠せず、韓国の旧慣習に準拠することとなり、日本が自ら韓国人の慣習に関する具体的な内容を調査・究明することで慣習法に基づく制定法を整備した。

しかし、このような日本の慣習法調査行為は殖民統治の一環として行われたことであるため、その調査が正確に本来の慣習を検討したかどうか不明確であり、事情においては、部分的にねつ造された可能性も排除できないとされている。さらに、この調査は、韓国慣習法の実体を把握し、日本の成文家族法を採り入れるために利用された¹⁶⁾。朝鮮民事令第11条はその後、3次¹⁷⁾にわたる改正により日本旧民法(明治民法)の親族・相続編規定を朝鮮人にも適用できるようにその範囲を拡大させた。3次にわたる日本旧民法の適用にも関わらず、慣習法領域は広い範囲を占めていた。

3) 米軍政時代

1945年8月15日、日本の敗戦とともに、韓国は植民統治から開放され米軍政時代が到来した。米軍政当局は法令の空白状態を恐れ、植民地時代の法令の効力をそのまま認めた。ただ、1946年10月23日、朝鮮姓名復旧令(軍政法令122号)の公布により、いわゆる創氏改名制度が撤廃され、朝鮮人本来の姓名に戻ることができた¹⁸⁾。

(2) 現行法制定以降

1) 民法典の制定

1948年12月15日、政府は法典編纂委員会職制(1948年9月15日大統領令4号)を公布し、

法典編纂委員会が民法典の起草に着手した。民法案は 1952 年 7 月 4 日、その起草が完了し、国務会議の決議を経て 1954 年 10 月 26 日政府提出法案として国会に提出された。このようにして、新民法典は本文 1111 ケ条、附則 28 ケ条、全部で 1139 ケ条の膨大なもの、1958 年 2 月 22 日法律第 471 号として公布され、1960 年 1 月 1 日から施行された。新民法における家族法条文は、本文だけで 345 ケ条に達した¹⁹⁾。制定民法は、他国の民法典が持っていない韓国独自の法制を少なからず取り入れ、日本式の用語を韓国固有のものにするなど、意味のある立法であったとされている。

しかし、全国的な反日感情を背景にして日本旧民法の影響から逃れようと努力したのにもかかわらず、民法典起草に参加した法律家が日本法で教育を受け、日本法の実務に従事したため、結果的には日本法の改正版に過ぎなかった。家族法の場合も同様のことが言えた。また、国民の意識がまだ古いものを残していたため、性差別的規定を始め、封建的ないし前近代的規定²⁰⁾が相当残っていた。

2)1962 年改正

1962 年 12 月 29 日(法律 1237 号)の第 1 次改正は法定分家制度の新設である。「家族は婚姻すると同時に分家される」との内容が第 789 条 2 項に新設された。これで、長男家族を除いて分家申請がなくても婚姻と同時に新しい「家」を創立することができた。法定分家制度を規定した理由は、大家族から小家族制度に変遷しつつある生活様式を考慮し、現実家族と理念化された戸籍上の家族を一致させる目的を持ち、国民の任意分家に対する無関心さ、実務上の戸籍を簡単にするためであるとされている²¹⁾。

3)1977 年改正

1977 年末制定され、1979 年 1 月 1 日施行の民法改正では、親族・相続編に比較的大きな変化が見られる。

第一、婚姻に対する親の同意は未成年者(従来は男 27 歳、女 23 歳未満)だけに適用するものとした(808 条)。第二、未成年者が婚姻すると成年として擬制する制度を新設した(826 条の 2)。第三、夫婦財産の中、誰の財産か明確でない財産は夫婦共有(従来は夫の特有財産)と推定するように改正した(830 条 2 項)。第四、協議離婚において家庭法院²²⁾の確認手続をする制度を新設した(836 条 1 項)。第五、子に対する子供の親権を夫婦が共同で行使する。ただし、夫婦の意見が一致しない場合は父が行使するとした(909 条 1 項)。

相続編にも大きな変化があった。第一、相続において特別受益者²³⁾はその受益が相続分を越えても返還義務がない第 1008 条を削除した。第二、男女の相続分を同等にする(従来は女性が男性の 2 分 1)、ただし、同一家籍にない女性の相続分を男性の 4 分の 1 にする(1009 条 1 項、2 項)。第三、妻の相続分を戸主相続男性と同一にし、(従来は男性の 2 分の 1)直系尊属と一緒に相続する場合は 2 分の 1 を加算する(1009 条 3 項)。第四、遺留分制度²⁴⁾が新設された(1112 条～1118 条)。しかし、同姓同本不婚制度²⁵⁾は廃止されず、それによる

問題点を一時的に処理するため「婚姻に関する特例法」(1977年)が制定され、1978年と1988年施行し、限定的に同姓同本を認めた。

4)1990年改正

第3次改正となる1990年度改正法は、1989年12月19日国会本会議で議決され、1990年1月13日(法律第4199号)公布された。詳しい改正内容は以下の通りである。

親族の範囲を合理的に調整した²⁶⁾。戸主制度を戸主相続制度から戸主承継制度²⁷⁾にし、男女不平等条項を削除²⁸⁾した。嫡母庶子関係と継母子関係を是正²⁹⁾した。婚約解除事由の一部を改正した³⁰⁾。夫婦同居規定を改正し、夫婦の同居場所は夫婦の協議により定め、合意が成立しないときは家庭法院が定めるとした(837条1項)、夫婦共同生活費用は夫婦が共同負担する(833条)、離婚時、子の養育責任規定を是正し、面接交渉権を新設した³¹⁾。離婚した配偶者の財産分割請求権を新設した³²⁾。養子制度を調整した³³⁾。家のための養子制度を廃止した。夫婦の親権行使を調整した³⁴⁾。既婚者の後見人の順位を調整した³⁵⁾。相続制度を合理的に調整した³⁶⁾。

5)1997年改正

家族法の第4次改正は、国籍法が両性平等に改正されたことによるものである(1997年12月13日改正、法律第5431号、6ヶ月後施行)。従来の民法781条1項³⁷⁾に、「但し、父が外国人の時は母の姓と本に従い、母家に入籍する」との条項を付け加えたのである。

6)2002年改正

家族法の第5次改正は、相続回復請求権と相続権に関する単純承認および限定承認に関する規定の改正である(2002年1月14日法律第6591号)。相続回復請求権の提訴期間の侵害を知った日から3年、侵害行為があった日から10年に改正を変更した。また、相続人が、相続債務が相続財産を越えることを重大な過失なく知らなかった場合には、相続開始日から3月の期間内に単純承認した場合でも、その事実を知った日から3月内に限定承認できる(第1026条第3項)とし、3月の考慮期間が過ぎたとしても一定の要件を満たす場合は限定承認できるようにしたのである。

7)2005年改正

2005年家族法の改正は、女性の地位を男性とほぼ同等な水準にあげ、夫婦中心の平等な家族制度を作り、家庭の民主化を成すことを目的としている。

2005年2月憲法裁判所³⁸⁾は、「戸主制度は婚姻と家族生活において個人と尊厳と両性の平等を規定した憲法第36条1項に違反する」として憲法不適合判決³⁹⁾を下した。それにより、2005年3月「戸主に関する規定と戸主制度を前提にした入籍、復籍、一家創立、分家等に関する規定を削除し、戸主と「家」の構成員との関係で定義されている家族に関する規定を新しく定める」を基本とした一部改正が行われた。

2005年民法改正のうち、家族法に関する主要内容は以下の通りである。

第一、戸主制度の廃止等に関する 2005 年改正である(778 条、780 条、782 条、796 条削除、779 条)。

第二、子の姓の本に関する改正である(781 条)。婚姻中の出生児の姓と本について父の姓と本に従うことを原則する。ただし、婚姻申告時、父母の協議によって母の姓と本にすることもできるとした(781 条 1 項)。また、子の福利のために子の姓と本を変更する必要があるときは、父または母の申請によって法院の許可を得て変更することができる(781 条 6 項)。そして、戸主制度を前提とした入籍規定はすべて削除された。

第三、既存の同姓同本禁婚制度を廃止、近親婚等の禁止へ転換である(809 条)。男女平等と婚姻の自由を侵害する恐れがある同姓同本禁婚制度を廃止し近親婚禁止制度に転換し近親婚制限の範囲を以下のように調整した。血族間の 8 親等以内、血族の配偶者と配偶者の血族である姻戚間は 6 親等以内、配偶者の血族の配偶者である姻戚間は 4 親等以内、養父母系の血族であったものは 6 親等以内、養父母系の姻戚であったものは 4 親等以内で婚姻を禁止している。

第四、女性に対する再婚禁止期間の廃止である(811 条削除)。父性推定の衝突を避ける目的で女性に対する 6 ヶ月間の再婚禁止期間をおいたのだが、これは女性に対する差別規定であると、親子関係鑑定法の発達でこのような制限規定をおく必要がないとの理由で削除された。

第五、婚姻の無効事由の調整である(815 条)。婚姻無効事由を男女平等と婚姻の自由を考慮し、合理的な範囲に制限している。

第六、新生否認制度⁴⁰⁾の合理的改善である(846 条、847 条等)。改正前は親生否認の訴は夫だけが提起することができたが、これを親生否認の事由があることを知った日から 2 年以内に夫または妻が提起できるようにした。

第七、親養子制度新設⁴¹⁾である(908 条 2 項、908 条 8 項)。養子の福利を考え、改正法では従来の養子制度をそのまま維持しながら、養親と養子を親生子関係とみなし、生家側の親族関係を終了させ、養親との親族関係だけを認め、養親の姓と本に従うとする親養子制度を新設した。

第八、親権行使の基準新設である(912 条)。親権行使の基準を新設し、父母など親権者が親権を行使するのに当たって福利を優先的考慮すべきであると義務規定を置いた。

第九、戸主承継制度の全面削除である(980 条、995 条削除)。

第十、相続人の欠格事由の調整である(1004 条)。

第十一、相続人の不存在規定の整備である(1057 条 2 項、1058 条)。その内、第一、二、七、九は 2008 年 1 月 1 日から施行予定であるため、その時までは既存も条文がそのまま適用される。

小括

韓国家族法の変遷を現行法以前、現行法以降の二つのカテゴリに分けて検討した結果、以下のような特徴が見られる。

韓国の家族法は、慣習法時代には、主に中国の影響を受けて家父長的で男系主義であり、植民地時代、米軍政時代の日本法の移植でも変わることなく、ある面では、もっと深刻な男女差別規定や家父長的規定が生まれたのである。民法制定後を見ると、制定当時は、憲法精神に基づき、民主的で両性の平等の家族法制定を図ったのだが、前近代的で女性差別規定は依然として残っていた。各改正の冒頭にも言及しているが、2005年改正までの7回にわたる改正を通して、家族法も様相は大きく変わり、家父長的制度や女性差別的規定が完全とはいえませんが、かなり払拭された。特に1999年の第3次改正では、同姓同本不婚制度を除いて、民法制定当時から議論されてきた問題が大幅に改正され、民法改正というよりは、民法典の大改革という表現が妥当であるといえる。2005年家族法の改正では、女性の地位を男性とほぼ同等な水準にあげ、夫婦中心の平等な家族制度を作り、家庭の民主化を成すという目的が達成されたのである。法改正の内容からも見てとれるように、韓国の家族法上の女性の地位というのは悲惨なものであったことが分かる。これを踏まえ、家族法上の女性の地位がどう変化してきたかについて検討する。

2. 家族法上の女性の地位⁴²⁾の変遷

(1) 現行法制定以前

朝鮮時代の家族法は、中国の封建貴族の親族組織である宗法制に基づき形成されたが、父系的で、父権的なものであり、族外婚制度と長子相続制度を有していた。その結果、女性は徹底的に性差別を受けた。この時代の女性の地位は、以下の例で説明できる。第一、父または祖父の意思により婚姻が決まり、婚姻したら「夫唱婦隨⁴³⁾」と「女必従夫⁴⁴⁾」の道理により夫に服従し、家事に専念することが強要され、社会活動への参加はごく制限された。第二、男性には妾を置くことが公認されたが、女性には貞操が要求され、婦女再嫁禁止制度も法制化されるなど、男女間に二重の性倫理基準が存在した。第三、離婚制度の支配原理は七出三不去というものであるが、その内容を見ると、男児出産義務、夫の家族との不仲、女性の不貞行為など、男性中心の離婚原因と制限で構成されていた。上述のように、朝鮮時代は宗法制に基づき、徹底した男系血統主義による身分相続が確立された。したがって、祭祀、家系の相続問題に女性は完全排除された。

日本による植民地時代の女性の地位は、第一、妻の無能力者制度が挙げられる。これは朝鮮時代からあった「三従之徳⁴⁵⁾」の慣習が法的に確立されたものであり、妻の行為能力を制限する

ものである。第二、日本民法の親権規定が適用され、朝鮮時代よりもっと母の親権行使が制限されるようになった。第三、協議離婚制度の適用により、封建的家族制度と男尊女卑思想に基づき、男女を差別すると同時に夫婦当事者以外の親族関係での事由を離婚原因として認めた。第四、婿養子制度の導入である。この制度は異性不養の原則を修正し、女子による家系の継承を可能したものだといえる。最後に、財産相続について見ていると、被相続人が戸主または戸主の長男の場合、非相続人の財産を家産とみなし、男孫に限って共同相続し、女性は原則的に財産相続権がなかった。

米国による軍政時代は、姓名復旧以外は朝鮮民事令をそのまま残したため、女性の地位は植民地時代とあまり変わらなかった。しかし、この時期に最高裁判所は家族法分野で画期的な二つの判例を残した。それは、妻が訴訟行為をするのに、夫の許可が必要であるとの旧法 14 条の規定があるのにもかかわらず、妻が夫の許可無しに訴訟行為ができると判決を下した(大判 1947.9.2)。判決理由で、韓国は民主国家として民主主義に基づいた潜在憲法があるとし、妻の無能力者制度は男女平等という民主主義原理に反し、違憲であるため無効であるとしている。また、婿養子制度は社会秩序に違反するため、成立当時から無効であり、夫婦関係のみ存続すると判旨した(大判 1947.3.26)。

(2)現行法制定以降

民法典制定時の家族法は、本文だけで 345 ケ条あるため、その内、特に女性の地位に関する条文を 8 つのカテゴリの分けて述べることにする。また、家族法は 2005 年まで 7 回改正されたが、1962 年、1997 年、2002 年の改正では、女性の地位とは関係無いものだったので、ここでは取り上げないことにする。

1) 戸主制度

慣習法の家制度を成文化した戸主制度を認め、存続させるため、前戸主の直系卑属男子の養子縁組を禁止し、戸主相続を強制したが、女性には、入夫婚姻制度適用し、例外的に戸主相続を認めた。しかし、それは男系血統中心の家系継承の前提で、臨時的採択された制度であり、女性の地位向上を意図したものではなかった。

2) 分家の自由

「家族は分家することができる」(第 788 条 1 項)と規定し、性別、既婚、未婚に関係無く分家を認めた。女性の分家の自由を認めることで、女性の自由意思を尊重し、現実的には、家の構成を産業化・都市化傾向に適合できるようにしたのである。

3) 同姓同本不婚制度

民法第 809 条 1 項は「同姓同本の血族間では婚姻を禁ずる」と規定する。近親婚禁止規定はどの国においても立法例を有するが、禁止範囲は最小限になっている。しかし、韓国は、婚姻禁止範囲を拡大しすぎており、婚姻の自由を剥奪、またその禁婚範囲が父系血統

中心であるため、憲法上の男女平等原則に反している。

4) 妻の無能力者制度の廃止と夫婦財産制

新民法は妻の無能力者制度を廃止し、夫婦財産制規定をおいた。この規定によりそれまで、無視されてきた妻の自由意思を尊重する契約財産制が採択された。しかし、妻の夫家入籍を原則とし、帰属が明確でない財産については夫所有と推定し、婚姻生活費用を原則的に夫が負担するとしたことなど依然として男女不平等の規定を残した。

5) 離婚制度

旧慣習法のまま、協議離婚制度を継承した。協議離婚は当事者の自由な意思と感情および人間の尊厳を前提とする点で、夫婦平等の原理を実現し、裁判にならない限り、妻の同意なしに離婚を不可能にしたのは、夫の一方的な意思により離婚が可能だった時代に比べると確実に妻の地位が向上したといえる。しかし、離婚配偶者の生活保障に関して、新民法は何も保障していないし、子の養育権も当事者間の協議がなければ、父に養育責任が帰属するため、離婚によって、母は子の養育権さえ剥奪される恐れがあった(第 837 条 1 項)。

6) 親権

親権者については、母は父の次順位にしている(第 909 条)。これは、父性優位思想に基づいたもので、夫婦平等原則に反する。

7) 相続法

財産相続の面では、女性の相続権を確立し、共同相続になったが、男女差別的相続分を設定した。すなわち、戸主相続上の娘の地位を見ると、娘は婚姻、分家すると戸主相続人にはなれない(第 984 条)。娘は息子より後順位であり、庶子である男性が嫡出子の女性に優先する(第 984 条)点で、一夫一妻の婚姻精神にも反する。相続分においても、性別と婚姻によって差別規定をおいたのは、憲法の精神である男女平等原則に反する。

次に、1977 年民法改正における女性の地位について検討する。

まず、親族法上の女性の地位は以下のように変わった。

1) 帰属不明な財産の共有財産制

改正法は夫婦のだれに属するか明確でない財産を夫婦共有の財産と推定した(830 条 2 項)。これは、憲法上の男女平等思想にも附合しており、女性の社会・経済的地位の向上と同時に妻が財産を所有するようになり、帰属が不明な財産には夫婦の相互協力により取得された財産として共同所有となった。

2) 協議離婚制度の合理化

1977 年改正民法では、家庭法院の確認を受け、離婚を届出るようにした。これは協議離婚に慎重を期して、まだ弱者である女性に夫の強権による離婚の危険から保護するようとするものである。

3) 親の親権共同行使

未成年者である子に対し親が共同で親権を行使すると改正した(909条1項)。しかし、但し書きで「親の意見が一致しない場合は父が親権を行使」とし、実質上、母には親権が無いのと同然で、不平等な条項である。

相続法上の女性の地位も次のように変化した。

1) 法定財産相続分の調整

民法 1009 条 1 項を削除したので、息子と娘の相続分は平等となった。また、1009 条 3 項は、「被相続人の妻の相続分を直系卑属と共同で相続する際、男の相続法の 2 分の 1 とし、直系尊属と共同で相続する際、男子の相続分と均分する」とされた。

2) 遺留分制度の新設

第 1112 条ないし 1114 条は遺言相続性と法定相続制の両者を調節妥協させるのにその趣旨があった。

1990 年第 3 次改正では、戸主相続制度を弱化させ、承継制度し、胎児の地位、代襲相続規定などの規定を削除した。また、戸主承継権を放棄することができるとし、女戸主の地位を強化させ、戸主権を弱化させた。そして、養子縁組における夫婦の地位を同等にし、離婚配偶者の財産分割権を新設するなど、家族法における女性の地位が向上された。

2005 年改正では、家族法の変遷でも述べたように、戸主に関する規定および戸主制度の廃止、女性の 6 ヶ月間の再婚禁止期間の削除、同姓同本禁止制度の廃止、親生否認の訴の提訴権者を妻間で拡大させるなど、家族法における男女差別規定が大幅に改善された。

小括

朝鮮時代の家族法上の女性の地位は、儒教が支配原理であったため、女性は徹底的に性差別をうけていた。日本殖民地時代は、総体的に調べてみると、慣習だけに依存してきた朝鮮時代より女性の地位が表面的には向上したように見えるが、日本の制度が適用・移植される過程で日本の性差別制度が導入されたり、慣習が成文化されたりしたため、朝鮮時代に比べ女性の地位が向上したとはいえない。1948 年 7 月 17 日憲法が公布されたが、実際は植民地時代に適用した法規を充実したものであったので憲法の男女平等の原則はその威力を充分発揮することができなかった。要するに、1960 年の新民法施行前の法律上の女性の地位は 1922 年朝鮮民事令改正当時と違いはなかった⁴⁶⁾。1960 年施行の制定法は、憲法精神に基づき制定され、慣習法および、日本による植民地時代、米国による軍政時代に比べると女性の地位は向上されたが、家父長的慣習が成文化され、性差別的条文が移植されるなど、再考すべき条文が多く残されていた。制定以降、1977 年、1990 年、2005 年の改正を重ね、徐々に家族法上の女性の地位が向上されていった。

第3次改正である1990年改正は、1977年改正により家父長的要素が減ったが、依然として、戸主制度と同姓同本不婚制度を基盤とした家父長制家族制度が家族法の骨格となっていて、急速に産業化・都市化していく社会の家族生活を保護・規律することができなくなってきたので、憲法が保障する個人の尊厳と両性の平等を実現し、家族構成員の意思尊重および福祉保障を通じて民主的家族生活を営むことができるよう、要請されたので行われた。

1990年改正家族法は戸主制度と同姓同本不婚制度を存置することで、家父長的要素がまだ存在することが問題として指摘されるが、男女平等に関連する女性の法的地位は著しく向上した。妻による家事労働に対する経済的価値を法的に認め、女性の経済的無能力を前提にした規定が修正されたので、他の法に影響を及ぼすことになったのは大きな成果である。

2005年の改正民法は、民法制定から1990年改正作業の最終版の性格を持つ。特に戸主制度の廃止は、両性の平等を実現し、封建制度を清算したことで、意味のある成果だといえる。また、再婚禁止期間の削除、同姓同本禁止規定の改正は、根拠なく人権を制約していた部分を削除し、女性の地位を向上させた。他の改正部分も男女平等を実現し、女性の地位を向上させ、自由民主主義および正義の理念に合う発展的な改善であると評価されている。

3. 韓国のフェミニズム運動と家族法改正運動

(1)フェミニズム運動における家族法改正運動の関係

50年間にわたり展開してきた家族法改正運動は70年代以降の女性労働運動と共に韓国のフェミニズム運動の中心であった。そして、法の制定、改正などはフェミニズム運動の重要な戦略であり、手段になってきた。フェミニズム運動は、女性が人間としての尊厳と平等な待遇が保障されない現実とこのような現実を作る社会、経済体制の構造的な矛盾などを究明し、すべての人間が、尊厳と平等な待遇を受ける社会を建設するための女性の能力の過程である。したがって、ある国家の社会・経済体制の構造を集約的に表現し、その社会の時代の考え方と価値を制度的に反映する法⁴⁷⁾はフェミニズム運動の重要な手段にならざるを得ない⁴⁸⁾。特に、家族法は家父長制社会と資本主義の経済体制の中で、女性に対する抑圧と不平等の場であった。韓国の家族法は民主法治国家の法制定という時代的な要請にもかかわらず、他の法とは違って、男性支配社会で形成・定着されてきた慣習と伝統に基づき、制定されたため、家族法改正運動は、日本植民地時代以降、韓国フェミニズム運動の出発点になったのである。

(2)フェミニズム運動の歴史⁴⁹⁾

教育の普及により、女性にも教育の機会を与えられた。法律思想の改革により女権の拡張をもたらし、経済的自立の要求の結果、専門職への女性の進出が徐々に増え、男女同権の声が高まってきた。このようなフェミニズム運動の重要な契機になったのが、プロテスタントの宣教

事業、万人平等思想、東学思想、独立新聞の影響などが挙げられる。

まず、プロテスタントの影響は次の通りである。聖書の万人平等に関する節を引用し、従来の身分階級、一夫多妻主義、再婚不可の規範を全面的に否定した。また、女性解放団体を組織することで、キリスト教を普及、独立運動にも大きな役割を果たした。

次に、東学思想の影響が挙げられる。1860年、東学の教祖崔濟愚の思想の中で女性尊重思想は、儒教の男尊女卑思想を破り、人間の平等を求めようとしたもので、国外から導入されたものではなく、韓国人自らに内在する契機から出たものである。

そして、独立新聞の影響が挙げられる。独立新聞は韓国の最初の民間新聞として、万人平等思想に基づき、階級をなくし、男女平等を提唱、ハングルを専用したことは、発刊当時は意味のあるものであった。独立新聞の論説は男尊女卑思想を猛烈に非難している。このような独立新聞の女権闘争は当時、独立教会と討論会を通して、広く一般にも知られるようになった。

植民地から解放された直後、韓国のフェミニズム運動の発展過程は、大きく2つの方向に分かれてゆく。すなわち、1920年代半ば、女性解放の前提で、階級解放を提示したフェミニズム運動が登場して以来、反封建的啓蒙運動と反封建的女性解放運動の二つに分離し、解放直後のフェミニズム運動にも、階級解放、民族解放、女性解放を同時に求めたフェミニズム運動と階級支配の維持・アメリカへの従属・女権の確保を目的とするフェミニズム運動に分かれた。

1960年代は、フェミニズム運動の主たる活動は女性への反共教育・宣伝に留まった。女性団体は肥大していたが、女性の実際の地位向上よりは官辺団体⁵⁰⁾として、政府の政策を施行し、女性を動員するのが重要な役割になった。

1970年代は、産業化により、都市や農村で社会経済的に急激な変化が起き、政治的には独裁体制が強化された。しかし、民主社会を求める知識人女性と民衆女性、特に女性労働者によるフェミニズム運動が現れた。軍部独裁が強化されるにつれ、女性は低賃金、肉体労働分野に従事し、女性の労働力搾取は酷くなるばかりであった。労働の場でも性差別は深刻で、男女の勤務部署が分離され、男性は女性労働者を監督、統制する役割を担当した。このようなことから、女性労働者におけるフェミニズム運動が活発に行われたのである。

1980年代のフェミニズム運動は目的意識が明確な女性団体の組織化が急激に増加する傾向を見せる。フェミニズム運動の方向や目的を会員教育、権益追求、奉仕から女性解放の次元に拡散させた女性団体が全国的に広がりはじめた。また、女性組織活動の主体が知識人女性から女性大衆に広がっていった。

1990年代は、フェミニズム運動が中流層の女性中心であった時代と違って、労働者、農民、貧困層、知識人、主婦など、多様な階層のフェミニズム運動が行われた。そして、フェミニズム運動の課題を解決するためには、女性の政治勢力化という問題が重要であると認識され、女性の政治参加のために活発に動きはじめたのである。

(3) 家族法改正運動

家族法と関連するフェミニズム運動の胎動は1949年、大統領傘下の法典編纂委員会が設置され、家族法は伝統と慣習に基づき制定するとの方針が決まり、1953年3月、韓国女性団体という名で男女平等を理念とする憲法精神に照らし、家族法を制定するよう「民法の親族・相続編制定に関する建議書」の提出から始まった。その後、1958年民法が制定されるまで、家族法草案の審議要綱に関する意見書を提出、「民法の親族・相続編の修正案理由書」を提出したが、このような努力にも関わらず、家族法は旧慣習と日本の旧民法の問題点を部分的に改善し、制定された。

家族法の制定直後から、その改正における議論と研究は家族法学界および女性団体によって続けられた。しかし、1961年5.16軍事クーデターは家族法改正運動に多大な影響を与えた。YWCAなど4つの団体以外のすべての女性団体が強制的に解散されるなど、フェミニズム運動の沈滞期を迎えた。1970年代に入り、従来、家庭法律相談所やYWCA連合会が中心となって展開されてきた家族法改正運動に参加する団体の範囲が広くなり、1973年6月28日すべての女性団体を連合し「範女性家族法改正促進会」を結成し、範フェミニズム運動として広げようとした。しかし、1970年代に入り、儒林⁵¹⁾を中心とした保守勢力は、「家族法改正阻止運動範国民協議会」を結成、伝統的な家族制度を擁護する運動を展開した。紆余曲折の末、1977年12月家族法改正が行われたが、保守勢力の反対運動も多かったため、全面改正は行われなかった。1980年代は、女性法学者と、女性団体の努力により、憲法に婚姻と家族生活での人間と尊厳、両性平等規定を新設(第34条)した。1980年から第2次家族法改正の問題点を指摘し、改正を要求する署名運動が始まった。また、1983年、政府は韓国女性開発院を設立し、「女性差別撤廃条約」に署名し、女性政策審議委員会を設置するなど女性関連の政策と立法が具体的に為されるようになった。そして、1988年女性議員により家族法改正案が提出された。しかし、保守派の反対運動も続いた。結局、家族法改正案は、同姓同本不婚規定や戸主制度を存置したまま、親族範囲の男女平等、財産分割請求権の新設などが認められた。

しかし、女性団体や女性法学者などの家族法改正案をめぐる長い戦いは2005年改正で終わろうとしている。数次に及び改正の末、戸主制度を廃止、同姓同本不婚制度から近親婚禁止への転換、女性の再婚禁止期間の廃止などで、封建制度を払拭し、両性の平等が法律上実現されたのである。

小括

韓国の家族法は民主法治国家の法制定という時代的な要請にもかかわらず、他の法とは違って、男性支配社会で形成・定着されてきた慣習と伝統に基づき、制定されたため、家族法改正運動は、日本植民地時代以降、韓国フェミニズム運動の出発点になった。フェミニズム運動

は、教育の普及、法律思想の改革により始まった。歴史的に、フェミニズム運動の重要な契機になったのが、プロテスタントの宣教事業、万人平等思想、東学思想、独立新聞の影響が挙げられる。韓国のフェミニズム運動の発展過程は、植民地から解放された直後、大きく2つの方向に分かれてゆき、1960年代は、女性への反共教育・宣伝、1970年代は、女性労働者のための権益保護運動、1980年代は、女性団体の組織化と発展していった。そのフェミニズム運動の一環として、家族法改正運動が、1951年民法制定過程から法学会および女性団体により、両性の平等を実現するための50年余りの長い戦いが始まった。これまでの家族法改正運動により、家族法は数次に及ぶ改正が為され、戸主制度を廃止、同姓同本不婚制度から近親婚禁止への転換、女性の再婚禁止期間の廃止などで、封建制度を払拭し、両性の平等が法律上実現されたと思われる。

終わりに

韓国の家族法は民法制定から7回の改正を経て現在に至っている。改正を重ねるにつれ、男女不平等の規定や、家父長的规定が修正され、女性の家族法上の地位も民法制定以来45年あまりで男性とほぼ同等の権利・義務を有するようになってきた。これは上述したようにフェミニズム運動の家族法改正運動と密接な関係がある。本稿では、紙面に限りがあり、フェミニズム運動の具体例およびそうした法律の制定や条文の修正などにどう影響したかを詳しく述べることができず、家族法およびフェミニズム運動の変遷やその関係を概略して述べることに留まる。

しかし、以上の考察から少なくともフェミニズム運動が、韓国の家族法改正の根幹を成しているといえると思われる。2005年の家族法改正で、戸主制度の廃止、女性の地位の向上、両性の平等の実現が現実のものとなったが、フェミニズム運動における法制定・改正運動はこれからも続くのであろう。本稿を基に、家族法の教科書に女性がどう書かれているのかを日本の家族法と比較しながら、調査・分析を行いたい。

<注>

- 1) 家族法という用語は、相続法を含むには無理があり、従来一般的に使用されてきた親族法と区別しにくいとし、身分法という用語を用いることもある。しかし、身分法も中世時代の身分制度を連想させるため、財産法に対応する用語として家族法という用語が広く使われている。박정기・김연 『가족법-친족상속법-』(삼영사, 2006)8쪽、一方、近年の家族法が「財産法的性格」が加わりつつあることから家族財産法とする学者もいる。배경숙・최금숙 『친족상속법강의-가족재산법-』(제일법규, 2000)25쪽参照。
- 2) 内田貴 『民法 - 親族・相続 - 補訂版』(東京大学出版会, 2004)4~5頁。同じく、韓国でも同様の見解を示している学者がいる。김용한 『신판 친족상속법론』(박영사, 2002)15쪽。이강희 『가족법(친족법상속법)』(법원사, 2006)4쪽。
- 3) 박정기・김연 『가족법-친족상속법-』(삼영사, 2005)10~13쪽、김주수 『친족상속법』(법문사, 2005)、김주수・김상용 『친족상속법』(법문사, 2006)22쪽、오시영 『친족상속법』(학원사, 2006)6쪽、김용한 『친족상속법 보정판』(박영사, 2006)15쪽。

- 4) 배경숙·최금숙 『친족상속법강의-가족재산법-』(제일법규, 2000)30~31 쪽, 現行家族法の特徴は、過去の家族法に比べて、より合理的で、打算的、人為的および利益社会的であり、財産法の特徴に類似してきているといえる。
- 5) 1948年7月17日憲法第8条は、「모든 국민은 法律앞에 平等이며 性別, 信仰 또는 社會的 身分에 依하여 政治的, 經濟的, 社會的 生活의 모든 領域에 있어서 差別을 받지 아니한다」と規定している。
- 6) 1次改正1962年12月、2次改正1977年12月、3次改正1990年1月、4次改正1997年12月、5次改正2002年1月、6次改正2005年3月、7次改正2005年12月。
- 7) 김용한 『친족상속법, 보정판』(박영사, 2006) 27 쪽。
- 8) 儒教は中国春秋時代末、孔子が体系化した思想として、「忠」と「孝」を基本とし、中国の古代封建国家の思想および理念となった。韓国には、三国時代に伝えられ、高麗を経て、朝鮮時代には国家の支配理念となった。http://www.koreandb.net/Confucianism/confu1_2_3.htm2006/10/20 現在。
- 9) 김엘림·배영자 「개정가족법과 가족법개정운동에 관한 연구」(한국여성개발원, 1991)。
- 10) 中国は刑法を中心に法体系が整備され、唐律、明律、清律などと法典が整備された。その特徴は、刑法を中心に家族制度が重要視され、儒教思想の「徳治主義」「禮治主義」が支配されていたため、法律家の地位は低く、皇帝は法を超えた存在であったことである。
- 11) その他、単行規範として「寡婦再嫁を自由にする件」、率養する旧典を申明させる件、「早婚禁止の件」(1907年8月17日)。
- 12) 62条、64条、530条、532条、558条~561条、564条、564条~568条、571条~584条。刑法大典に親族・相続に関する条項が多く見られる理由は、唐律、明律、清律が刑法を中心に法典を整備し、その法典が家族制度を重視し書かれたため、それを取り入れ、作られた朝鮮時代の法典でも当然、刑法に家族に関する条文が多く含まれるようになったのである。
http://edu.humanrights.go.kr/know/know_3_1.jsp?idx=882&page=4&category=7 2006/10/20 現在。
- 13) 前掲注7 27頁。
- 14) 1910年8月29日、いわゆる緊急則令、1911年3月25日法律30号に転換。
- 15) 日本植民地時代、朝鮮総督部が法律の代わりに発布した命令のことである。
- 16) 정동호 「한국가족법에 있어서의 외국법의 계수」고려대 대학원 박사학위논문 1978、157 쪽
- 17) (1)朝鮮民事令第1次改正(1921年11月14日制令14号)、親権(旧民877~899条)規定の適用、後見と保佐人(旧民900~943条)規定の適用、無能力者のために設置された親族会(旧民949条および関係規定)規定の適用。(2)朝鮮民事令第2次改正(1922年12月7日制令13号)、婚姻年齢(旧民756、780条1項、781条)規定の適用、裁判離婚(旧民813~819条)規定の適用(婿養子規定は除外)、認知(旧民827条~836条)規定の適用、親族会(旧民944~953条)規定の適用、相続の承認(旧民1041~1050条)規定の適用、分家・絶家再興・婚姻・協議離婚、養子縁組、離縁に関し、従来の事実主義から届出主義へ転換。(3)朝鮮民事令第3次改正(1939年11月10日制令19号)、氏に関する規定(旧民746条)適用、裁判上離縁(旧民866~875条)規定の適用、婿養子縁組の無効または取消(旧民786条、858条)規定の適用、死後養子以外の異性養子を認める規定を新設(民法令11条の2)、婿養子離縁(旧民813条10号、818条)規定の適用。
- 18) 日本は韓国人の「皇民化」を促すため、1939年11月制令19号で、韓民族固有の姓名制を廃止し、日本の氏名制に改正し、1940年2月から8月10まで氏を決め、提出することを命令した。これが創始改名制度であったが、米軍制時代に入り、朝鮮姓名復旧令により自分の姓名に戻ることができたのである。
- 19) 制定民法は紙面に限りがあるため、省略する。http://www.moleg.go.kr 2006/10/20 現在、参照。
- 20) 同姓不婚の原則、戸主相続を男子に限ることなどが挙げられる。
- 21) 社会的に構成されていた大家族から小家族への変化が民法に反映されたものである。結局、家制度が弱くなった一面でもある。배경숙·최금숙 『친족상속법강의-가족재산법-』(제일법규, 2000) 26 쪽 参照。
- 22) 日本の家庭裁判所に相応する機関である。
- 23) 共同相続人の中に、被相続人から、遺言により財産を貰い受けたり(遺贈)、被相続人の生前に婚姻、養子縁組のためや生計の資本として贈与を受けることを特別受益といい、受けた人を特別受益者という。
- 24) 相続人に留保された、相続財産の一定の割合のことをいう。遺言者は、原則として遺言によってその相続財産を自由に処分することが認められているが、その自由を無制限に認めてしまうと、本来の相続人の期待をあまりにも無視する結果となってしまうと、そこで法は、遺留分を定め、その範囲で遺言の自由を制限しているのである。
- 25) 同じ名字で戸籍の本と記載されている欄の本貫が同一であることを同姓同本と言う。
- 26) 父系血族、母系血族それぞれ8親等以内とし、姻戚は4親等以内とする(民法777条)、姉妹の直系卑属と直系存属の姉妹の直系卑属も血族に含む(768条)、769条削除、配偶者の一方が死亡した場合、生存配偶者が再婚したら、姻戚関係が消滅する(775条)。

- 27) 1990年以前の民法上では、戸主相続制度で、戸主相続をすると自分の固有の相続分の0.5加算されることになり、戸主相続者(長男)の権利を認めたが、改正後の戸主承継は財産相続とは関係なく、戸籍上の戸主になる権利のみを有する。戸主相続は放棄することができなかったが、戸主承継は放棄可能である。
- 28) 980条、戸主相続を戸主承継にする。戸主相続費用(983条)、戸主相続における胎児の地位(988条)、代襲相続(990条)規定の削除、戸主承継権は放棄することができる(991条)、女戸主の家のその家の系統を継承する男性が入籍したとしても戸主承継は開始しない(980条)。
- 29) 法定親子関係として継母子・嫡母庶子関係は廃止、姻戚関係とする(773、774条)。
- 30) 婚約解消事由の結核を削除し、不治の精神病を追加(804条3号)、婚約解消事由の「2年以上の生死不明」を「1年以上の生死不明」とする(804条6号)。
- 31) 離婚の際、子供の養育に関する事項を親が協議し決めるとする(837条1項)、離婚後、子を直接養育しない親の一方は面接交渉権を有する(837条2、1項)、家庭法院は子の福利のために必要なときに当事者の請求により面接交渉権を制限し、排除できるようにする(837条2-1項)。
- 32) 離婚の場合、配偶者の一方は他方に対し、寄与度より財産分割を請求することができる(839条2-1項)、財産分割が協議されないときは、家庭法院は関与する(839条2-2項)。
- 33) 未成年者の養子縁組の場合、後見人が同意したら家庭法院の許可をもらう(871条但)、後見人が非後見人を養子にする場合、家庭法院の許可をもらう(872条)、夫婦の共同養子制度を夫婦平等にする(874条)、夫婦の一方が養子になる場合は、他方の同意が必要である(874条)。
- 34) 婚外子が認知された場合、親が離婚した場合は親の協議で親権者を定め、協議で定められない場合は当事者の請求により家庭法院が定める(909条)。
- 35) 既婚者が禁治産または限定治産の宣告を受けたとき、配偶者が後見人となり、配偶者も禁治産または限定治産の宣告を受けたときは933条の順位による(934条)。
- 36) 相続人の範囲を4親等以内の傍系血族に縮小(1000条1項)、配偶者の一方が死亡した場合、直系卑属が居ないとき、死亡配偶者の直系尊属と共同相続する(1003条1項)、直系尊属間の相続分の差をなくし、均等に相続し、配偶者の相続分は直系卑属の相続分の5割を加算する(1009条1項、2項)、共同相続人の内、被相続人の財産の維持または増加に特別に寄与した者がいるときは、相続開始当時の財産価額から共同相続人の協議で定めた者の寄与分を控除したものを相続財産とする(1008条2-1項)、相続人のない財産の清算の場合、所定の期間内、相続権を主張する者がいないとき、家庭法院は被相続人と生計を一緒にした者など、被相続人と特別な縁故があったものの請求により財産分与する(1057条2)。
- 37) 「子は父の姓と本に従い、父家に入籍する」。
- 38) 1988年設立され、憲法に関する紛争や異議を司法手続きで解決する特別な裁判所。
- 39) 憲法裁判所はある法律の違憲か否かの申請を受けると、合憲、違憲の判決以外、限定合憲、限定違憲、一部違憲、憲法不合致、立法促救の5つの判決を下すことができる。憲法不合致は、該当する法律が事実条、違憲ではあるが、直ちに無効にすることによる法律の空白と社会的混乱を避けるため、法が改正するまで、その法を存続させる決定である。
- 40) 認知の無効・取消の訴に該当する韓国の法律用語。
- 41) 日本でいう特別養子制度のことである。
- 42) 本稿でいう女性の地位の女性というのは、女性一般を指しているが、家族法の特徴上、妻や母の地位が多く述べられている。
- 43) 夫が主導し、妻はそれに従うという道理。
- 44) 妻は必ず夫に従うべきであるという道理。
- 45) 東洋の封建時代に女性が従うべき3つの道理のことである。
- 46) 배경숙 『한국여성사법사』(인하대출판부, 1988) 92 ~ 93 쪽
- 47) 윤후정 · 신인령 『법여성학』(이화여대출판부, 1990) 7 쪽
- 48) 김엘림 · 배영자 『개정가족법과 가족법개정운동에 관한 연구』(한국여성개발원, 1991)
- 49) 이병화 『여성과 법률』(에듀컨텐츠, 2006) 24 ~ 35 쪽
- 50) 政府機関および政府寄りの団体のことである。
- 51) 儒教を信奉する学者の団体。

主指導教員（南方暁教授）、副指導教員（國谷知史教授・山崎公士教授）